

令和 3 年 2 月 26 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
代 表 03-5253-8111

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 3 年 2 月 1 日（月）から令和 3 年 2 月 14 日（日）までの期間において、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件の改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※16の個人・団体から合計29件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

| パブリックコメントにおける主なご意見等 | 国土交通省の考え方 |
|---|--|
| <p>本告示案にて新設する附則第4条に規定する「新型コロナウイルス感染症（略）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた工場等において製造される免震材料」の具体的な要件や、当該要件に該当すると認められるために必要な手続を示していただきたい。（計11件）</p> | <p>経過措置の特例の対象となる免震材料の具体的な要件及び認定取得者に必要な手続は、国土交通省のホームページ （https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_ho_use_tk_000096.html） に掲載している「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件」の通知文の2. 及び3. においてお示ししています。</p> |
| <p>経過措置の特例の対象となる免震材料はどのような形で周知されるのか。（計5件）</p> | <p>経過措置の特例の対象となる免震材料は、国土交通省のホームページ （https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_ho_use_tk_000042.html） で順次公開いたします。</p> |
| <p>本告示案附則第4条に規定する「新型コロナウイルス感染症（略）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた工場等において製造される免震材料」の判断基準が明確でないため、免震材料全てについて一律に経過措置の特例を認めてはどうか。（計4件）</p> | <p>「新型コロナウイルス感染症（略）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた工場等において製造される免震材料」の具体的な要件については、国土交通省のホームページ （https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_ho</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>use_tk_000096.html) に掲載している「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件」の通知文の 2. にてお示しており、本告示により新設する附則第 4 条は新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響や現状の性能評価機関における審査状況を鑑みた特例的な措置であるため、原案のままといたします。</p> |
| <p>経過措置の特例として定める期日（令和 3 年 9 月 30 日）の設定根拠を示していただきたい。</p> | <p>経過措置の特例として定める期日は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響や現状の性能評価機関における審査状況を鑑みて設定しています。</p> |
| <p>経過措置の特例として定める期日について、令和 3 年 9 月 30 日よりも先の期日に設定していただきたい。（計 3 件）</p> | <p>経過措置の特例として定める期日は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響や現状の性能評価機関における審査状況を鑑みて設定しているため、原案のままといたします。</p> |
| <p>現行の平成 12 年建設省告示第 1446 号の規定に適合した免震材料が存在する一方で、本告示案の施行により、経過措置の特例の適用の対象となることで同告示に適合していない免震材料が令和 3 年 4 月 1 日以降も適法に存在することになるが、前者の免震材料を製造するメーカーに同告示の基準に適合するための負担が相対的に強くかかるため、不平等ではないか。</p> | <p>本告示により新設する附則第 4 条は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響や現状の性能評価機関における審査状況を鑑みた特例的な取扱いとして規定するものです。</p> |